3　海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、基本的項目に算入できる。

一　非累積的永久優先出資であること。

二　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三　発行代り金が当該金融商品取引業者に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該最終指定親会社等の損失の補填に充当されるものであること。

4　前項の条件のすべてを満たす優先出資証券について、償還を行う場合に当該優先出資証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、金融庁長官の承認を受けたとき、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

一　当該償還を行った後において当該最終指定親会社等が十分な連結自己資本規制比率を維持することができると見込まれるとき。

二　当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

5　第三項の条件のすべてを満たす優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。

6　第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう（以下この章及び次章において同じ。）。

7　繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第十条において同じ。）に相当する額が第一項の基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該最終指定親会社の基本的項目の額とする。

（補完的項目）

第六条　第三条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第三条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三条の算式の分母（内部格付手法採用最終指定親会社にあっては、第百二十八条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百二十八条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一　その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額）の四十五パーセントに相当する額

二　土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

三　次に掲げるものの合計額

イ　一般貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社においては、第百二十七条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。）

ロ　内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

四　劣後特約付借入金（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第百七十六条第二項に規定する劣後特約付借入金をいう。）又は劣後特約付社債（同項に規定する劣後特約付社債をいう。）で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ　次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ　業務を継続しながら損失の補填に充当されるものであること。

ニ　利払いの義務の延期が認められるものであること。

五　期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六　期限付優先株

2　前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である最終指定親会社等の任意によるものであり、金融庁長官の承認を受けたとき、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一　当該償還等を行った後において当該最終指定親会社及びその子法人等が十分な連結自己資本規制比率を維持することができると見込まれるとき。

二　当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3　第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である最終指定親会社等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

（準補完的項目）

第七条　第三条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第十一条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

二　契約時における償還期間が二年以上のものであること。

三　約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四　最終指定親会社等が当該劣後債務の元利払いを行った後においても連結自己資本規制比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。